

委第2号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年10月6日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務委員会」を「総務文教委員会」に、「消防本部」を「教育委員会」に改め、同項第2号中「文教福祉委員会」を「福祉保健委員会」に、「こども部及び教育委員会」を「及びこども部」に改め、同項第3号中「生活環境部」の次に「、消防本部」を加える。

第18条第1項ただし書中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンライン会議システムにより会議に参加するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第28条の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条中「及び委員」を「又は委員（次項において「委員長等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長等がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長等が第18条の3第1項の

規定により会議に参加するときは、当該委員長等は、前項ただし書の規定による発言をオンライン会議システムにより行うことができる。

第38条及び第40条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第42条の2中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第50条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条中「文書であらかじめ」を「あらかじめ文書により、」に改める。

第55条第1項中「あらかじめ文書で申し出た者」を「前条の規定により申し出た者（次項において「申出者」という。）」に、「、委員会において定め」を「委員会において決定し」に改め、同条第2項中「あらかじめ申し出た者」を「申出者」に改める。

第56条の見出し中「発言」を「発言等」に改め、同条第1項中「公述人は、発言するときは」を「公述人が発言しようとするときは」に改め、同条第3項中「又は退場させる」を「退場させ、又はオンライン会議システムへの接続を解除する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 公述人がオンライン会議システムにより会議に参加することを希望する場合において、委員長がその理由から当該参加が適当であると認めるときは、公述人は、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。

4 第18条の2第2項の規定は、前項の規定により公述人がオンライン会議システムにより会議に参加する場合について準用する。

第58条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、オンライン会議システムにより会議に参加する公述人には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号から第3号までの改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市議会委員会条例の規定により選任され、又は互選された総務委員会、文教福祉委員会又は市民経済委員会の委員又は委員長若しくは副委員長は、それぞれ、その任期が満了するまでの間、この条例による改正後のつくば市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により選任され、又は互選された総務文教委員会、福祉保健委員会又は市民経済委員会の委員又は委員長若しくは副委員長とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に総務委員会、文教福祉委員会又は市民経済委員会において継続して審査又は調査中の事件は、改正後の条例の規定によりその事件を所管する総務文教委員会、福祉保健委員会又は市民経済委員会に付託されたものとみなす。

(提案理由)

委員会の所管等の改正並びに説明員、公聴人及び参考人のオンライン会議システムによる委員会への出席を規定するものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教委員会</u> 7人 市長公室、総務部、政策イノベーション部、財務部、会計事務局、<u>教育委員会</u>、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) <u>福祉保健委員会</u> 7人 福祉部、保健部及び<u>こども部</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 市民経済委員会 7人 市民部、経済部、生活環境部、<u>消防本部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条—第17条（略） （定足数及び定足数に関する措置）</p> <p>第18条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第28条第1項</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>2—4（略）</p> <p>第18条の2—第21条（略） （出席説明の要求）</p>	<p>第1条（略） （常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務委員会</u> 7人 市長公室、総務部、政策イノベーション部、財務部、会計事務局、<u>消防本部</u>、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) <u>文教福祉委員会</u> 7人 福祉部、保健部、<u>こども部及び教育委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 市民経済委員会 7人 市民部、経済部、生活環境部<u>及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第3条—第17条（略） （定足数及び定足数に関する措置）</p> <p>第18条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第28条</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>2—4（略）</p> <p>第18条の2—第21条（略） （出席説明の要求）</p>

第22条 (略)

2 前項の規定により出席を求められた者がオンライン会議システムにより会議に参加するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条—第27条 (略)

(委員長、副委員長又は委員の除斥)

第28条 委員長、副委員長又は委員(次項において「委員長等」という。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長等がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長等が第18条の3第1項の規定により会議に参加するときは、当該委員長等は、前項ただし書の規定による発言をオンライン会議システムにより行うことができる。

第29条—第37条 (略)

(発言の許可)

第38条 発言は、全て 委員長の許可を得た後にしなければならない。

第39条 (略)

(発言内容の制限)

第40条 発言は、全て 簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

第41条・第42条 (略)

(質疑委員への反問)

第22条 (略)

第23条—第27条 (略)

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第28条 委員長、副委員長及び委員 _____ は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第29条—第37条 (略)

(発言の許可)

第38条 発言は、すべて 委員長の許可を得た後にしなければならない。

第39条 (略)

(発言内容の制限)

第40条 発言は、すべて 簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

第41条・第42条 (略)

(質疑委員への反問)

第42条の2 第22条第1項に規定する要求に応じ委員会に出席した関係機関は、
質疑した委員に対して委員長の許可を得て反問することができる。

第43条—第49条 (略)

(表決の順序)

第50条 (略)

2 (略)

3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

第51条—第53条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第54条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により、
その理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第55条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下
「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者（次項において「申出者」
という。）及びその他の者の中から委員会において決定し、議長を経て、本人に
その旨を通知する。

2 申出者 の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとき
は、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言等)

第56条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 (略)

3 公述人がオンライン会議システムにより会議に参加することを希望する場合に
おいて、委員長がその理由から当該参加が適当であると認めるときは、公述人は、
オンライン会議システムにより会議に参加することができる。

第42条の2 第22条に規定する要求に応じ委員会に出席した関係機関は、
質疑した委員に対して委員長の許可を得て反問することができる。

第43条—第49条 (略)

(表決の順序)

第50条 (略)

2 (略)

3 修正案がすべて 否決されたときは、原案について表決を採る。

第51条—第53条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第54条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめ
その理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第55条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下
「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者
及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人に
その旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるとき
は、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第56条 公述人は、発言するときは、委員長の許可を得なければならない。

2 (略)

4 第18条の2第2項の規定は、前項の規定により公述人がオンライン会議システムにより会議に参加する場合について準用する。

5 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、退場させ、又はオンライン会議システムへの接続を解除することができる。

第57条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第58条 (略)

2 前項ただし書の規定は、オンライン会議システムにより会議に参加する公述人には適用しない。

第59条 (以下略)

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退場させる
ことができる。

第57条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第58条 (略)

第59条 (以下略)